



秋の「安全・安心まちづくり旬間」のお知らせ

◆ 秋の「安全・安心まちづくり旬間」とは

「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」に基づき、官民一体となった各種犯罪の抑止対策を集中的に展開する期間であり、県民の皆さんの自主防犯意識の向上を図ることで、安全で安心して暮らせる青森県の実現を目指します。

◆ 期間

10月11日（金）から10月20日（日）までの10日間

◆ 活動重点

- 1 子供と女性の犯罪被害防止
皆さんの通報が事案の早期解決、被害の拡大防止に繋がります。
- 2 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止
お金に関する電話やメールは一人で対応せず、必ず家族や知人、最寄りの警察署、交番、駐在所に相談してください。
- 3 鍵掛けの励行による窃盗被害防止
短時間の外出や、夜間、在宅中でも必ず鍵を掛けるようにしましょう。
- 4 万引き防止
万引きは犯罪であり、「しない、させない、見逃さない」ための環境づくりも重要です。

拳銃等違法銃器の根絶を！

◎ 拳銃についての情報をお寄せ下さい

- 拳銃を見た！
 - 拳銃を持っている人を知っている！
 - インターネットで拳銃が売られている！
- このような拳銃についての情報をお寄せ下さい。皆さんの貴重な情報が、尊い人命と平和な市民生活を銃器犯罪から守ることになるのです。

情報を提供された方の秘密は厳守しますので、ご協力をお願いいたします。



ルールを守って自転車事故を防止しよう

知っていますか？

自転車乗車中の事故で亡くなられた方の**約6割**が、**頭部に致命傷**を負っています。

正しいヘルメットのかぶり方

- 自分の頭の大きさに合ったサイズを選びましょう
- 眉の上あたりまで深くかぶりましょう
- あごひもをしっかりと締めましょう
- あごひもはあごの間に指が1, 2本入るくらい



キノコ採りの遭難をなくそう

遭難防止のアドバイス

- 携帯電話は車に置かず持ち歩きましょう！！
素早い救助要請や遭難場所の特定のためにも携帯電話・スマートフォンは車に置かず、持ち歩きましょう。



8月の金木管内の事件・事故の発生状況

- 物件事故 6件
- 人身事故 1件
- 万引き・窃盗 1件